

新『まちづくり研修事業』募集のお知らせ

「まちづくり研修事業」は、南富良野町の未来に向けて豊で活力あるまちづくりを進めていくために、町民の皆さんが研修活動を行う費用の助成を目的として、平成元年から開始した制度です。

しかし、事業がスタートした当初の時代背景から今日では社会情勢が大きく変化していることから、見直しを行い、制度の一部を改正し制定いたしました。

つきましては、平成19年度まちづくり研修事業を下記の実施要領のとおり募集しますので、ぜひご利用ください。

実施要領

対象となる研修先

- ・国内に限定

対象となる事業

- ・まちづくりを推進するための事業
- ・産業を活性化推進するための事業
- ・文化・スポーツを推進するための事業
- ・その他まちづくりの推進に資すると認められる事業

対象者等

- ・申請日現在で、本町に1年以上居住している方
- ・団体（グループ）による研修事業の場合、対象者は1世帯1名とします。
- ・1団体4名以内とします。
- ・過去5年の間に本事業の助成を受けた方は対象となりません。
- ・研修期間は、原則として15日以内です。
- ・町税を完納している方
- ・町が賦課する公共料金（上下水道使用料金、町営住宅等使用料等）に滞納がない方

研修者の義務

- ・研修事業報告書の提出
- ・地域づくり、まちづくり活動の実践
- ・研修後の活動計画および活動報告の提出（研修後3年間）

助成額

- ・平成19年度の予算内で研修事業に要する対象経費の70%の範囲内で助成します。ただし、申請多数の場合は助成率を調整しますのでご注意ください。
- ・1人当たりの助成限度額は14万円です。

助成対象経費

- ・南富良野町を出発地として、研修地までの往復航空賃、汽車賃、バスなど乗物代の実費
- ・研修、視察、宿泊費、滞在費、車両借上費用、技術習得等に要する経費、その他研修に必要とする経費

申請方法

平成19年度中の事業を計画されている方は、8月31日（金）までに申請してください。

なお、平成20年度以降の事業認定申請については、事業を実施しようとする前年度9月1日から10月31日までに申請していただくことになります。平成20年度事業の申請につきましては、広報8月15日号でお知らせします。

申請書の提出・問い合わせ先 企画課（企画振興係）☎ 52 2115

